

発 言 通 告 書

発言者氏名	井坂 新哉
発言の会議	平成26年11月27日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長

【件名及び発言の要旨】

1 国民健康保険の県単位化について

(1) 神奈川県と各市町村との論議状況について

ア 現在、神奈川県や各市町村では、保険財政共同安定化事業の拡大に向けて論議がされていると思いますが、いまだにはっきりとした情報が伝わっていないのが現状です。そこでお伺いしますが、現在、県や各市町村での論議はどのように行われているのか、その論議経過、論議の中心点、今後の制度改定に向けたスケジュールなどについてお聞かせください。

イ この保険財政共同安定化事業が全ての医療費に適用されることによって、市民から集めた保険料のほとんどが拠出金として神奈川県国民健康保険団体連合会に支払われますが、この拠出金と市民が受けた医療サービスの給付額とに差が生じると思われます。横須賀市はどのような状況になると試算されているのでしょうか。

ウ また、同連合会への拠出金と医療の給付額の差を調整交付金の2%増額分に対応するとのことですが、この配分などについてもどのように試算されているのでしょうか。

(2) 国民健康保険の県単位化の見解について

ア 国民健康保険制度は、身近な自治体で運営するからこそ、責任を持って運営ができるとともに、市民サービスを維持するために一般会計の繰り入れを行ったり、国民健康保険の財政健全化計画などで健康診断の増や保健指導の無料化などを行っています。県が運営すれば、それだけ責任感が希薄になり、これらの取り組みも弱まると思われます。市長は、このような市独自の取り組みについてどのようにお考えでしょうか。

イ また、県単位化についてはどのようにお考えでしょうか。

(3) 国民健康保険料を抑制することについて

ア 今後、具体的にどのような制度変更がされるかは未定ですが、国民健康保険料の統一も検討されると思えますが、現在、県内ではどのような論議がされているのでしょうか。

イ また、保険料を統一することについて市長のご見解をお聞かせください。

ウ さらに、一般会計の繰り入れについても論議になると思われます。県単位化を進めると一般会計の繰り入れがしにくくなると思えますがいかがお考えでしょうか。

エ 今でさえ高い保険料が、これ以上高くなるようであれば、社会保障制度としての国民健康保険制度が崩れることにもなると危惧されます。そのようなことは避けるべきと思えますが、いかがお考えでしょうか。

オ 市として国に国庫負担の増を強く働きかける必要があると思えますがいかがお考えでしょうか。

カ そして、市としても保険料を抑制する取り組みをさらに強める必要があると思えますが、いかがお考えでしょうか。

2 学童保育への支援の強化について

(1) 学童保育への支援強化の必要性について

ア 委員会審議の中でこども育成部が答弁したように、学童保育充実のためには、市の支援の強化が重要であるという認識はあ

るのでしょうか、改めて基本的な考え方についてお聞かせください。

イ 本年度から4年間にわたる実施計画において、学童保育への支援としては、10の学童クラブを小学校に入れることが示されています。これは、ぜひ進めていただきたいと思いますが、この10学童クラブ以外の40以上の学童クラブに対する支援の強化については、どのような計画がされているのでしょうか。

ウ 市内の全部の学童クラブが抱えている課題を解決するためには、10学童クラブに対する支援だけではなく、全部の学童クラブに対する支援の強化が必要だと思いましたが、いかがお考えでしょうか。

(2) 面積要件と定員について

ア 施設の問題に関連して、第3回定例会で可決した条例の中には、面積要件に基づく定員の問題が挙げられ、条例では「当分の間」現状どおりとなりました。この「当分の間」とは答弁によると5年と考えているようですが、この状況の改善を事業者任せにしているとは思えません。市として何らかの手を打つ必要があると思いましたが、どのようにお考えでしょうか。

イ 今後、定員を超えた場合に、学童クラブでは入所を希望する児童を断ることも想定されます。これは、待機児童をつくることにもつながるわけです。そのような状況を解消するには市が責任を持って対応する必要があると思いましたが、いかがお考えでしょうか。

(3) 低所得者対策の充実について

ア 学童保育の課題解決の最優先は、低所得者対策の強化だと思います。早急に市が低所得者に対する支援を強める必要があると思いましたが、いかがお考えでしょうか。

イ その際、ひとり親に限らず、非課税世帯や就学援助をもらっている世帯、児童扶養手当をもらっている世帯への思い切った保護者負担の軽減のための補助制度を創設するべきと思いますが、いかがお考えでしょうか。

(4) 指導員の労働条件・処遇の改善について

- ア 常勤指導員の賃金の算定根拠が最低賃金と同程度にしか考えられていないというのは、あまりにも指導員の仕事を軽視しており、指導員の仕事の重要性を考えれば、もっと改善を進めなければなりません。市として、国に補助金の中の人件費相当分をもっと引き上げるよう要求するとともに市としても指導員の仕事を正当に評価した上で、指導員の賃金を確保するための補助金の増をしなければならないと思いますが、いかがお考えでしょうか。
- イ 指導員の賃金の問題を取り上げましたが、事業者が雇用契約やさまざまな労働上の手続きなどをきちんと行うことも大切になるのではないのでしょうか。給料表などが整備されているのか、社会保険や雇用保険、労災の関係などがしっかり規定されているのかなど、多くの点で事業者側の改善も求められると思います。これまでの学童保育の成り立ちから言っても、これらの対応については市が相当な支援をする必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。
- ウ 運営の中の固定的な経費である、人件費と家賃の補助をもっと市が負担すべきだと言わなければなりません。児童の増減により、各学童クラブの運営が厳しくなることを考えると、指導員の賃金分は全額市が補助することや学校に入っている学童保育と民間で賃貸をしている学童との格差をなくすためにも家賃補助は全額とすることなどが必要と思います。これら2つの補助の増額は、学童保育の保護者負担を軽減するとともに長期間安定した運営をする上でとても重要と考えます。市長のお考えをお聞かせください。